

第1問

問題

令和8年4月1日、司法書士法務琴葉は、事務所を訪れた設立中の株式会社の発起人全員から、別紙1の定款案を提示され、その内容について相談を受けた。司法書士法務琴葉は、別紙1の定款案を精査したうえで、修正が必要な条項を指摘し、その理由について説明をした。発起人全員は、司法書士法務琴葉の指摘を理解して適切なものとなるように修正をした。

令和8年6月15日、司法書士法務琴葉は、再び事務所を訪れた設立中の株式会社の発起人全員及び設立時代表取締役から、修正後の定款及び必要書類の提示を受け、これに基づいて申請すべき一切の登記の申請書の作成及び登記申請の代理の依頼を受けた。

司法書士法務琴葉は、この依頼に基づき、設立時代表取締役と相談したうえ、管轄登記所に対し、令和8年7月1日に登記の申請をすることとした。

以上に基づき、後記の問1から問2に答えなさい。

問1

令和8年7月1日に司法書士法務琴葉が申請した登記のうち、当該登記の申請書に記載すべき登記の事由、登記すべき事項、登録免許税額並びに添付書面の名称及び通数を答案用紙の第1欄に記載しなさい。ただし、登録免許税額の内訳については、記載することを要しない。

問2

司法書士法務琴葉が、別紙1の定款案を精査したうえで、修正が必要であると判断した条項を「第何条」「第何条第何項」の要領で記載しなさい。

別紙 1

【定款案】

第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、(A) と称する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 不動産の売買、交換、賃貸及び管理
- 2 不動産の売買、交換及び賃貸の代理及び仲介
- 3 上記各号に附帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都品川区に置く。

(公告方法)

第 4 条 当社の公告は、官報に掲載する方法とする。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は、10000 株とする。

(株式の譲渡制限)

第 6 条 当社の発行する株式は、全て譲渡制限株式とし、これを譲渡によって取得するには、株主総会の承認を要する。ただし、当社の株主が、当社の株式を譲渡により取得するときは、当社が承認をしたものとみなす。

(相続人等に対する株式の売渡請求)

第 7 条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(株券の不発行)

第 8 条 当社の株式については、株券を発行しない。

(基準日)

第 9 条 当社は、毎年 3 月末日の最終の株主名簿に記載され又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

② 前項のほか、必要があるときは、取締役の過半数の決定により、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載され又は記録されている株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とするすることができる。

第 3 章 株主総会

(株主総会決議事項)

第 10 条 株主総会は、会社法に規定する事項及び当社の組織、運営、管理その他当社に関する一切の事項について決議をすることができる。

(招集)

第 11 条 当社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後 3 か月以内に招集する。

② 当社の臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

③ 株主総会の招集通知は、当該株主総会で議決権を行使することができる株主に対し、書面投票又は電子投票を認める場合を除き、会日の 3 日前までに発する。ただし、書面投票又は電子投票を認める場合は、会日の 2 週間前までに発する。また、書面投票又は電子投票を認める場合を除き、招集通知

は、書面によることを要しない。

(招集権者及び議長)

第12条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役の過半数の決定により、取締役社長が招集する。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役の過半数をもって定めた順序により、他の取締役が招集する。

② 株主総会においては、取締役社長が議長となる。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役の過半数をもって定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(決議の方法)

第13条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会議事録)

第14条 株主総会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、議事録の作成に係る職務を行った取締役がこれに署名若しくは記名押印し又は電子署名を行う。

第4章 取締役及び監査役

(取締役及び監査役の員数等)

第15条 当社は、2名以上7名以内の取締役を置く。

② 当社は、監査役を置くことができる。

③ 当社の監査役の監査の範囲は、会計に関するものに限定する。

(取締役の選任の方法)

第16条 当社の取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

② 取締役の選任決議については、累積投票によらない。

(取締役及び監査役の任期)

第17条 取締役の任期は、選任後8年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 監査役の任期は、選任後8年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 補欠又は増員により選任した取締役の任期は、前任者又はその選任時に在任する他の取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役)

第18条 当社の代表取締役は、株主総会の決議によりこれを定める。取締役が1名のときは、その取締役が代表取締役となる。

② 代表取締役のうち1名を社長とし、株主総会の決議によりこれを定める。代表取締役が1名のときは、その代表取締役を社長とする。

③ 取締役社長は、当社の業務を統括する。

(取締役及び監査役の報酬等)

第19条 取締役及び監査役の報酬、賞与其他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益については、株主総会の決議によって定める。

第5章 計算

(事業年度)

第20条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までの年1期とする。

(剰余金の配当等)

第 21 条 当社は、株主総会の決議によって、毎年 月末日の最終の株主名簿に記載され又は記録された株主又は登録株式質権者（以下「株主等」という。）に対して剰余金の配当を行う。

② 前項に定める場合のほか、当社は、基準日を定め、その最終の株主名簿に記載され又は記録された株主等に対して、株主総会の決議により、剰余金の配当を行うことができる。

(剰余金の配当の除斥期間)

第 22 条 剰余金の配当がその支払の提供の日から 3 年を経過しても受領されないときは、当社は、その支払義務を免れるものとする。

第 6 章 附 則

(設立に際して発行する株式等)

第 23 条 当社の設立に際して発行する株式（以下「設立時発行株式」という。）の総数は、普通株式 100 株とし、発起人がその全部を引き受ける。

② 発起人が設立時発行株式と引換えに払い込む金銭の額は、1 株につき金 1 万円とする。

(設立に際して出資される財産の価額)

第 24 条 当社の設立に際して出資される財産の価額は、金 100 万円とする。

(発起人の氏名、住所及び割当てを受ける設立時発行株式の数並びに設立時発行株式と引換えに払い込む金銭の額)

第 25 条 当社の発起人の氏名、住所及び割当てを受ける設立時発行株式の数並びに設立時発行株式と引換えに払い込む金銭の額は、次のとおりである。

東京都品川区大井山二丁目 2 番 2 - 505 号
三日月みゆき 普通株式 60 株
設立時発行株式と引換えに払い込む金銭の額 金 60 万円

東京都大田区大森川三丁目 3 番 3 - 707 号
八巻竜也 普通株式 40 株
設立時発行株式と引換えに払い込む金銭の額 金 40 万円

(成立後の資本金の額)

第 26 条 当社の成立後の資本金の額は、金 100 万円とする。

(設立時役員)

第 27 条 当社の設立時取締役、設立時代表取締役及び設立時取締役社長は、次のとおりとする。なお、設立時取締役社長は、本条により選定する。

東京都品川区大井山二丁目 2 番 2 - 505 号
設立時取締役 三日月みゆき

東京都大田区大森川三丁目 3 番 3 - 707 号
設立時取締役 八巻竜也

東京都大田区大森川三丁目 3 番 3 - 707 号
設立時監査役 八巻ともえ

東京都品川区大井山二丁目 2 番 2 - 505 号
設立時代表取締役 三日月みゆき
設立時取締役社長 三日月みゆき

(最初の事業年度)

第28条 当社の最初の事業年度は、会社成立の日から令和11年3月末日までとする。

(定款に定めのない事項)

第29条 本定款に定めのない事項は、全て会社法その他の関係法令の定めるところによる。

以上、株式会社渡辺事務所設立のため、発起人三日月みゆき、同八巻竜也は、本定款を作成し、これに記名押印をする。

【以下、省略】

別紙2

【発起人決定書】

発起人決定書

令和8年6月1日、当会社の設立時の本店について、当会社の発起人は、次のとおり決定した。
なお、当法人の定款上の本店の所在地は、原始定款により、「本店を東京都品川区に置く」とされている。

設立時の本店の所在地：
東京都品川区大崎八丁目8番16-1606号

上記の決定を証するため、本書を作成し、出席発起人は、次に記名押印する。

令和8年6月1日

発起人 三日月みゆき



同 八巻竜也



別紙3

【司法書士法務琴葉の聴取記録】

- 1 問題文中、

(A)

の部分には、下記アイのうち、登記に適しているものが記載されている。なお、アについて、「A a a」と「C o m p a n y」の間に空白（スペース）がある。また、イについて「ミユキ」と「AMAZING」と「8」間にそれぞれ空白（スペース）がある。

商号ア	株式会社御幸・A a a C o m p a n y
商号イ	株式会社ミユキ AMAZING 8

- 2 令和8年6月1日、発起人全員は、定款案中の不適切と指摘された部分を修正し、東京都品川区を管轄する東京法務局の所属公証人の認証を受けた。
- 3 令和8年6月2日、発起人が引き受けた設立時発行株式について、その出資に係る金銭の全額の払込みが適法に完了した。
- 4 令和8年6月3日、設立時取締役及び設立時監査役的全員は、その就任を承諾した。
- 5 令和8年6月3日、設立時取締役及び設立時監査役的全員は、適法に会社法第46条の規定に基づく設立手続の調査をした。

解答欄

第1欄

【登記の事由】

【登記すべき事項】

【登録免許税額】

【添付書面の名称及び通数】

第2欄

【司法書士法務琴葉が修正が必要であると判断した条項】

解答例

第1欄

【登記の事由】

令和8年6月3日発起設立の手續終了

【登記すべき事項】

商号 株式会社御幸・A a a C o m p a n y
本店 東京都品川区大崎八丁目8番16-1606号
公告をする方法 官報に掲載する方法とする。

目的

1. 不動産の売買、交換、賃貸及び管理
2. 不動産の売買、交換及び賃貸の代理及び仲介
3. 上記各号に附帯関連する一切の業務

発行可能株式総数 10000株

発行済株式の総数 100株

資本金の額 金100万円

株式の譲渡制限に関する規定

当会社の発行する株式は、全て譲渡制限株式とし、これを譲渡によって取得するには、株主総会の承認を要する。ただし、当会社の株主が、当会社の株式を譲渡により取得するときは、当社が承認をしたものとみなす。

取締役 三日月みゆき

取締役 八巻竜也

代表取締役 東京都品川区大井山二丁目2番2-505号
三日月みゆき

監査役 八巻ともえ

監査役設置会社に関する事項 監査役設置会社

監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある。

【登録免許税額】

金15万円

【添付書面の名称及び通数】

定款 1通

発起人の過半数の一致を証する書面 1通

払込みがあったことを証する書面 1通

設立時取締役、設立時代表取締役及び設立時監査役の就任承諾書 3通

印鑑証明書 2通

本人確認証明書 1通

委任状 1通

第2欄

【司法書士法務琴葉が修正が必要であると判断した条項】

第15条第2項

解 説**<ポイントチェック>****(1) 商号の適格性**

商号にアラビア数字を用いることができる。また、ローマ字と日本文字とを組み合わせた商号を登記することができる。

商号の登記に用いることができる符号として「・」（中点）があり、これは、字句（日本文字を含む。）を区切る際の符号として使用する場合に限り用いることができる。また、ローマ字を用いて複数の単語を表記する場合に限り、当該単語の間を区切るために空白（スペース）を用いることもできる（平14.7.31民商1841号）。

本問の商号イは、カタカナとローマ字の間に空白（スペース）があるため、登記には適さない。

(2) 監査役設置会社の定め

監査役を置く場合には、定款に監査役を「置く」旨の規定を定める必要があり、「置くことができる」といった任意的な規定を定めることはできない。

したがって、本問の当事会社は、定款案の第15条第2項を「当会社は、監査役を置く。」と修正する必要がある。

(3) 会計限定監査役の定め

公開会社でない株式会社（監査役会設置会社及び会計監査人設置会社を除く。）は、その監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨（会計限定監査役の定め）を定款で定めることができる（会社389I）。

当該規定がある株式会社は、その旨を登記しなければならない（会社911III⑩）。

(4) 設立時取締役及び設立時監査役の選任

株式会社は、設立の際に、定款で設立時取締役、設立時監査役又は設立時会計監査人を定めることができる（会社38IV）。この場合に定款で設立時取締役、設立時監査役又は設立時会計監査人として定められた者は、出資の履行が完了した時に、それぞれ設立時取締役、設立時監査役又は設立時会計監査人に選任されたものとみなされる（会社38IV）。したがって、本問では、「設立時取締役及び設立時監査役を選定したことを証する書面」は添付することを要しない。

(5) 登記の事由

発起設立による株式会社の設立の登記は、その本店の所在地において、次に掲げる日のいずれか遅い日から2週間以内にしなければならない（会社911I）。

- | |
|---|
| ① 設立時取締役等の調査が終了した日（設立しようとする株式会社が指名委員会等設置会社である場合にあっては、設立時代表執行役が設立時取締役から調査終了の通知を受けた日） |
| ② 発起人が定めた日 |

原則として、商業登記の「登記の事由」には日付を記載しない。しかし、設立手続の終了日は登記事項とされていないため、登記期間を算定するため、上記の日付を登記の事由に記載する（会社911Ⅲ参照）。

本問では、設立時取締役及び設立時監査役の調査の終了日である「令和8年6月3日」を登記の事由として記載する。なお、本問では登記申請日が令和8年7月1日であるため、「会社成立の年月日」は、令和8年7月1日となる。